



シリーズ223

高めよう!
人権意識

心のかけ橋

問人権・生涯学習課
(☎928-1006)

個人情報保護法が
改正されました

「個人情報保護法」ってどんな法律?

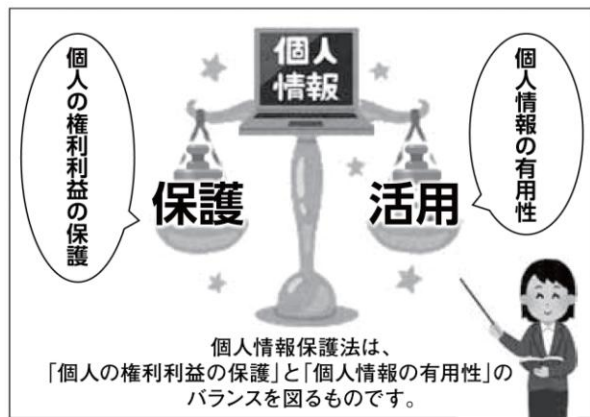
個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」を目的に個人情報を適正に取り扱うための基本的事項を定めた法律です。

法律は2015年9月に改正され、2017年5月30日に施行されました。

自治会(町内会)との関係は?

改正前の個人情報保護法では、個人情報の取扱件数が5,000件を超える事業者や団体が適用対象となっていました。改正後は個人情報を1件でも取り扱う事業者や団体は法

律の適用対象となり、これまでは適用対象ではなかった各自治会(町内会)についても法律に沿った取り扱いが求められることとなりました。



何に気をつけたらいいの?

各自治会(町内会)で会員名簿作成のために個人情報を収集する場合は主に次のことに気をつけましょう。

①個人情報の利用目的を明確に伝える
名簿を使う目的を明らかにし、本人の同意を得てから収集しましょう。また、収集する情報は必要最小限にとどめることが大切です。もし、本人の同意が得られない項目がある場合は、名簿に載せることはできません

ん。その場合は同意を得られた項目のみ載せるなどの対応をしましょう。

②利用目的以外のことには使わない
個人情報を収集した時に伝えた利用目的の範囲内で活用しましょう。
③取得した個人情報は適正に管理しましょう

個人情報を管理する担当者や個人情報の保管場所、廃棄の方法などをあらかじめ決めておきましょう。また、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはいけません。

個人情報の取り扱いについて
困ったときは

個人情報の保護は大切ですが、必要以上の保護は地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助け合いなどが難しくなります。適正な管理を行い、有効に活用することが大切です。

市では、個人情報の保護や考え方について、「出前講座」を実施しています。個人情報の取り扱いについて何か困ったことがあれば、出前講座を活用し、自治会(町内会)のより良い運営に役立ててください。

問情報管理課 (☎928・1138)

人権は 差別をなくす 合言葉